

# KMAA 規定

# 第1章 総則

## (目的)

第1条 関西松原オートオークション規定（以下「本規定」という。）は、古物営業法等並びに監督諸官庁及び業界指導団体等の施策と指導に基づき、株式会社カールホールディングス（以下「甲」という。）が開催するオートオークション（以下「関西松原 AA」という。）の運営基本及び甲の所定の手続きを経て関西松原 AA への参加を甲に認められた者（以下「会員」という。）の遵守義務を定めたものである。

## (定義)

### 第2条

1. 本規定において「出品店」とは、関西松原 AA に車両を出品した会員をいい、「出品車両」とは、出品店により出品された車両をいう。
2. 本規定において「成約車両」とは、出品店が出品し落札された車両をいう。
3. 本規定において「落札店」とは、出品車両を落札した会員をいい、「落札車両」とは、落札店により落札された車両をいう。
4. 本規定において「応札」とは、関西松原 AA に出品された車両に対し、会員が、甲の定める手続きにより行う、希望価格において落札を希望する旨の意思表示をいう。
5. 本規定において「セリ」とは、オークションのことをいう。
6. 本規定において「流札」とは、セリにおいて落札されなかった場合をいい、「流札車両」とは、セリにおいて落札されなかった車両をいう。
7. 本規定において「譲渡書類」とは、落札車両の自動車検査証の名義変更に必要な書類一切のことをいう。
8. 本規定において「オークション等取引」とは、関西松原 AA における出品、応札等すべての取引行為のことをいう。
9. 本規定において「キャンセル」とは、オークション等取引の解除のことをいう。
10. 本規定において「ディーラー会員」とは、自動車メーカーまたはその販売子会社等と特約店契約を結んだ販売業者（新車登録時の保証を継承することが出来る。）のことをいう。
11. 本規定において「キャンセル手数料」の手数料額とは、出品店責務の場合においては落札手数料相当額、落札店責務の場合においては出品手数料相当額及び成約手数料相当額とする。  
各相当額は関西松原 AA ホームページ掲載の「コーナー手数料料金表」を基準とし、端末落札の場合においては端末会社の落札手数料額を基準とする。

## (出品及び落札の権利)

### 第3条

1. 会員は、関西松原 AA に車両を出品し、売却することができる。
2. 会員は、他の会員が関西松原 AA に出品した車両を落札することができる。

(義務)

第4条 オークション等取引は、コンピュータシステムにより処理され、甲はこのシステムに基づき、オークション等取引の結果等を判断し、会員はその判断に従う。

(権利の帰属)

第5条

1. 甲が会員に対し、関西松原 AA において提供する車両情報その他のオークション情報（以下「オークション情報」という。）に関する著作権は、甲に帰属する。オークション情報が会員から提供されたものであっても同様とする。
2. 会員は、前項のオークション情報を関西松原 AA に参加する目的でのみ使用するものとし、これ以外の目的では使用しないものとする。

(消費税)

第6条 消費税の取扱いは、別途定めのない限り次の各号のとおりとする。

- (1) 会員は、甲に対して各種金員を支払うにあたり、第2章第6条に基づく保証金の納付の場合を除き、法律で定められた消費税を附して支払うものとする。
- (2) セリ価格表示盤に表示される車両価格には消費税は含まない。
- (3) 各種金員を記載した計算書（以下「計算書」という。）には消費税価格を明記する。
- (4) 福祉車両の消費税の取扱いについて、中古車として売買される際に、対象車両の不良、欠品等の不具合が判断できない為、消費税課税対象とする。但し、出品店による非課税申告もしくは、落札店による非課税申告に出品店が承諾した場合については、落札店は出品店へ消費税相当額の支払いを免除されるものとする。

(本規定の改定)

第7条

1. 甲は、FAX、出品車リスト、関西松原 AA ホームページへの掲載、ウェブサイトへの掲載、関西松原 AA 会場内での掲示による告知のうち、いずれかの方法で、本規定の内容を変更することができ、本規定の改定は告知された日から起算して1か月後から効力を生じる。
2. 甲が、前項の規定に基づき、関西松原 AA ホームページ若しくはウェブサイトへの掲載または会場内での掲示による告知を行う場合、掲載期間及び掲示期間は1ヶ月までとする。
3. 会員は、本規定及び本章本条第1項に定める方法により変更または追加された規定に従わなければならない。
4. 会員は、本章本条第1項の関西松原 AA の会場内の掲示並びに関西松原 AA ホームページの掲載及びウェブサイトの掲載内容を常時確認しなければならない。

(会員情報の取扱い)

第8条

1. 甲は、関西松原 AA の運営目的を円滑に達成するため、会員の情報及び会員会社の取締役または従業員等の個人情報（以下「会員情報等」という。）について、業務委託先及び業務提携先等に提供することができるものとし、会員は、これを承諾し、会員会社の取締役及び従業員から予め同意を得て会員情報等を甲に提供するものとする。

2. 甲は、前項の場合のほか、個人情報保護法等の法令に基づき第三者に対して会員情報等を開示できる。
3. 会員情報等の取扱いについては、本規定に定めるもののほか、甲が別途定める個人情報保護方針に従って取扱うものとする。

#### (免責)

第9条 甲は、次の各号のいずれかに該当する事由により会員が被った損害については、その賠償責任を負わないものとする。本章本条第1号乃至第3号の損害は甲の責めに帰すべき事由による損害も含む。

- (1) ホストコンピューター、またはこれに付随する全てのハードウェア若しくはソフトウェアの故障等の原因により発生する損害
- (2) 通信機器または通信回線等の機器のトラブル等による送信データの変化、または消滅による損害
- (3) システムまたは指定機器に起因する事故による損害
- (4) 会員の操作ミス等会員の責めに帰すべき事由により発生する損害
- (5) 関西松原 AA 会場内において甲が保管している会員の所有または使用に係る車両について、甲の責めに帰すべき事由以外の事由により発生した損害
- (6) 天変地異、落雷、火災、地震、台風、水害、雹害、異常電流その他の不可抗力に起因する損害

#### (遅延損害金)

第10条 会員が甲に対する債務の支払を怠った場合、会員は、甲の請求に対し、元本のほか、年14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとする。

#### (合意管轄)

第11条 会員と甲との間に紛争が生じた場合には、甲の本店所在地又は関西松原 AA の開催場所を管轄する裁判所のみを専属管轄裁判所とする。

## 第2章 入会手続

(参加資格及び入会の申込み)

### 第1条

1. 会員となろうとする者は、次の各号の要件を充たしていることを証明した上で、甲に対し、書面もしくはウェブサイトにより、関西松原 AA の会員となることを申し込まなければならない。
  - (1) 行商の項目につき「行商する」との記載がされている所轄公安委員会発行の古物自動車取扱古物許可を得た者であること
  - (2) 本章本条第1号に定める記載のある古物自動車取扱古物許可証取得後、1年以上経過していること
  - (3) 常設の事業所を持ち、営業を行っていること
  - (4) 甲の認めた実績のある会員の紹介があること
  - (5) 甲が入会時に要請する必要書類を提出したこと
  - (6) 公序良俗に反する行為、及び暴力団等の反社会的な勢力・行為に、現在または過去において関与していないこと。法人の場合には、取締役その他役員又はその会社を支配する株主又は出資者が暴力団等の反社会的な勢力・行為に現在又は過去において関与していないこと。
2. 前項の申込みをした者のうち、甲において関西松原 AA への参加を認めたもののみが、会員として、甲が主催する関西松原 AA に参加することができる。

(参加資格の喪失等)

第2条 前条によって会員になっている場合でも、甲は、会員が次の各号の一つに該当したときは、参加資格を喪失させ、または、オークション等取引を制限することができる。

- (1) 甲の要請する書類を提出しないとき
- (2) 本規定に従わなかったとき
- (3) 前条1項の要件を充足しなくなったとき
- (4) 甲が不適格と判断したとき

(連帯保証人)

### 第3条

1. 会員になろうとする者は、次の各号の区分のとおり連帯保証人を選任しなければならない。

(1) 資本金1億円以上の法人の場合	不要
(2) 資本金3千万円以上1億円未満の法人の場合	代表者1名
(3) 資本金3千万円未満の法人の場合	代表者1名、及び代表者を除く他1名
(4) 個人事業主の場合	代表者1名、及び代表者を除く他2名

2. 本章本条第1項の連帯保証人は、次の各号の全てを満たさなければならない。
  - (1) 日本国籍があること
  - (2) 入会申込者及び連帯保証人が同一生計内にないこと
  - (3) 満65歳以下であること
  - (4) 所得証明書を提出できること
  - (5) 成年被後見人、被保佐人又は破産者ではないこと
3. 会員になろうとする者は、連帯保証人について、本章第1条第1項第5号の必要書類と同時に次のものを提出しなければならない。
  - (1) 印鑑登録証明書 1通
  - (2) 所得証明書 1通
4. 会員となった後も、会員及び連帯保証人の資力等により連帯保証人の入れ替えが必要となり、甲が要請した場合、会員は、直ちに連帯保証人の追加または入替えをしなければならない。
5. 会員が本規定に関わる債務不履行等により甲に対し損害賠償義務等の債務を負ったとき、連帯保証人は、甲に対し、会員と連帯して債務全ての履行の責を負わなければならない。
6. 連帯保証人に資力の減少又は事故等による欠員等が生じた場合、会員は、直ちに新しい連帯保証人を選任して甲に届けなければならない。

(会員となることを認められた者の行うべき手続及び登録証の交付)

#### 第4条

1. 本章第1条第2項により会員と認められた者は、次の各号に定める全ての手続を甲が指定した日までに完了しなければならない。
  - (1) 入会金の支払い
  - (2) 保証金の預託
  - (3) IDカードの作成手続
2. 本章第1条第2項により会員と認められた者は、前項に定める全ての手続を完了した場合には、甲からセリで使用する登録証（以下「ポスカード」という。）の貸与を受けることができる。

(入会金)

#### 第5条

1. 本章第4条第1項第1号に定める入会金の額は、一律5万円とする。
2. 甲は、入会金を、いかなる事由がある場合であっても返還しない。

(保証金)

#### 第6条

1. 本章第4条第1項第2号に定める保証金の額は、一律10万円とする。保証金について利息は付さない。
2. 保証金は、会員が甲に対して負担する債務を担保するものである。

3. 保証金の金額が会員の債務の充當に不足すると見込まれる場合等、甲が必要と認める場合は、甲は、会員に対して保証金の増額を求めることができ、会員はこれに従うものとする。
4. 保証金は、会員が会員資格を喪失した後に、会員が甲に対して支払うべき債務額を差し引いた上で払戻しを行う。
5. 会員が第 8 章第 2 条第 1 項第 5 号に定める除名処分を受けた際、保証金は返還しない。

(登録情報に変更が生じた場合の会員の申告義務等)

#### 第 7 条

1. 会員は、本章第 1 条に定める入会申込み時に申請した登録事項に変更があった場合は、直ちに甲に所定の変更届にて報告しなければならない。
2. 会員が前項の義務を履行しない間、甲は、会員に対し、関西松原 AA への参加資格を制限することができる。

## 第3章 オークション参加手続等

(オークション参加の際の携行品)

第1条 会員は、オークションに参加する際には、第2章第4条の定めにより作成されたIDカード及び交付を受けたポストカードを、常時携行するものとする。

(オークション当日の参加手続)

第2条

1. 会員は、オークション当日、関西松原AAにてポストカードを登録することによりオークション等取引に参加することができる。
2. 会員がオークション等取引当日にポストカードを持参しなかった場合、会員は、甲が別途定める所定の手続きを経て、臨時ポストカードの貸出を受けることができる。

(ポストカードの紛失、破損)

第3条

1. 会員は、自己の責任において、ポストカードを管理するものとし、第三者に貸出、譲渡等を行うことはできない。
2. 会員は、ポストカードを紛失、破損した場合または盗難にあった場合等（以下「紛失等」という。）には、速やかに甲に申告しなければならない。
3. 本章本条第2項の申告があった場合、直ちに、甲は当該ポストカードの利用を停止する。
4. 本章本条第3項によりポストカードが停止される前に、会員のポストカードが第三者によってオークション等取引に利用されたときは、会員は、当該オークション等取引の結果について責任を負うものとし、甲は一切の責任を負わない。
5. 会員は、ポストカードの紛失等の場合には、カードの再発行を受けなければならない。この場合、会員は、甲に対して、カード再発行手数料として、5千円を支払う。

(出品・落札結果の判断)

第4条

1. オークション等取引は、コンピューターシステムで処理され、甲は、当該コンピューターシステムに基づいてオークション等取引の結果を判断するものとし、会員は、このシステムにより甲が判断したオークション等取引の結果に従うものとする。
2. コンピューター及び設備等の事故（コンピューターウイルス・バグ等を含む。）により甲において関西松原AAの運営ができなくなったときは、会員は、甲の裁定に従うものとする。

(与信枠による参加制限)

#### 第5条

1. 甲は、会員の落札合計金額が、甲において各会員に対して独自に設定した金額（以下「与信枠」という。）を超えた場合または超えると甲において予想した場合には、会員の出品、落札、落札上限金額または落札車両の持ち出しを制限することができる。
2. 与信枠については、甲が、入会時の資料及び取引状況等に基づき独自に設定する。
3. 会員は、自己の与信枠の設定に不服のある場合には、甲に対し、与信枠の変更を申し出ることができる。
4. 甲は、会員より前項の申出を受けた場合には、与信枠の変更の可否について検討の上、当該申出より1ヶ月以内に、当該会員に対し決定内容を伝えるものとし、会員はこの決定に従わなければならない。
5. 甲が本章本条第1項に基づき会員に対し落札車両の持ち出しを制限した場合、当該会員は、関西松原 AA において当該会員が同一開催日のオークション等取引において落札した全ての車両分の落札代金の入金を確認するまで、落札車両を搬出することはできない。但し、当該会員が同一開催日において複数の車両を落札し、それにより当該会員の落札合計金額が与信枠を超えた場合には、会員は、落札の順序にかかわらず、与信枠を超えない範囲で、落札車両を搬出することができる。
6. 甲が本章本条第1項に基づき会員に対し落札車両の持ち出しを制限した場合においても、クレームの受付期限は第10章第3条に定めるとおりとし、受付期限の猶予は行わない。
7. 甲が本章本条第1項に基づき会員に対し落札車両の持ち出しを制限した場合において、甲において落札代金の入金を確認できないままに第4章第13条の期限を経過した場合には、当該車両については同条に定めるとおり再出品がなされたものとし、落札車両の持ち出しを制限された者は第4章第13条2項の義務を負う。

(支払遅延による参加制限)

第6条 会員は、落札車両の代金等の支払を遅延している間、関西松原 AA において出品車両を落札する権利を有しない。この場合、会員は、落札資格を復権するためには、甲に対して、未払の落札車両代金等の残額に加え、甲の請求に対して、元本のほか、年14.6%の割合による遅延損害金を支払わなければならない。

## 第4章 出品手続等

(出品の権利及び条件)

### 第1条

1. 会員は、以下の各号に定める条件を充たした車両に限り、関西松原 AA において車両を出品することができる。
  - (1) 本章第3条の出品制限車両に該当しないこと
  - (2) 譲渡書類が完備されていること
  - (3) 甲の検査員による検査を受けていること
  - (4) 燃料漏れ、オイル漏れ等の危険の無いこと
  - (5) 出品店が、簡単に車外へ持ち出すことが可能な附属品（取扱説明書、保証書、キーレス、ナビロム及びリモコン等）を出品申込書（以下「出品票」という。）に記載した場合であって、出品店で保管し、成約後それらの附属品を速やかに甲に提出することを希望するときには、成約後、出品店が自己の責任と費用において、それらの附属品を速やかに甲に提出できること
  - (6) 出品店が、車両の部品（タイヤ、ホイール及びマフラー等）を出品票に記載した場合であって、成約後当該部品を引渡す車両として出品を希望するときには、成約後、出品店が自己の責任と費用において、落札店に対し、速やかにそれらの部品を直送すること
  - (7) 出品車両内に本章第4条第1項に定める必要事項を記載した出品票が備え付けられていること
  - (8) 制限のない所有権移転が可能であり、かつ、落札店からの求めがあった場合に譲渡書類の差し替え（再発行）が可能であること
  - (9) 検査付車両である場合には、自動車損害賠償責任保険に加入していること
  - (10) 検査付車両の場合は、ナンバープレートが車両に封印されていること（軽自動車を除く。）
  - (11) 自動車税は完納していること（但し、4月の新年度に関しては納付期限までに完納すること）
2. 本章本条第1項の定めにかかわらず、甲は、関西松原 AA の運営を円滑に行う必要がある場合、前項に定める条件を充たす車両であっても、その出品を制限することができる。
3. 現在取得できないナンバー及び甲が認めた特殊車両（キャンピング・並行輸入車等）に関して、車検期限が切れている状態でも「ナンバー応談」と出品票に記入し出品することができる。ただし落札店から当日抹消依頼が入った場合は、抹消出品に切りかえるものとする。また、該当車両に関しては、自動車税未経過分の預り金は一切発生しないものとする。

(出品店の義務)

第2条 出品店は、以下の各号に定める義務を厳守しなければならない。

- (1) 出品車両の検査を行い、その使用、品質、不具合、検品及び車両の現状について正確に把握すること
- (2) 出品票に前号の検査結果に基づき、その車名、年式、形状、グレード及び装備等本章第4条第1項に定める事項を正確に記載し、虚偽の文言及び誤解を招く文言を記載しないこと
- (3) 自動車検査証の有効期限が切れている車両を出品する場合には、出品に際し、抹消出品とすること。但し本章第1条第3項の「ナンバー応談」での出品の場合は除く。

- (4) 出品車両にガス欠・エンブレランプ点灯が生じないようにすること（なお、ガス欠・エンブレランプ点灯が生じた場合、甲は、出品店に対して、1千円を徴収することができる。）
- (5) 自動車損害賠償責任保険の使用の本拠が沖縄県や離島である等の理由により、保険料に差額が生じる場合は、差額を出品店で負担すること
- (6) オークション開催日の翌々月末までに検査期間が満了する車両として落札された車両につき、落札店が落札当日の全セリ終了後から1時間以内に抹消登録を希望した場合、出品店は、当該車両の抹消登録をしなければならないこと

#### （出品制限車両）

#### 第3条

1. 本章第1条第1項第1号の出品制限車両とは、次のいずれか一つに該当する車両を指す。
  - (1) 盗難車両、差押え車両、抵当権付き車両、解体車両及び車台番号が打刻されている箇所に切開跡、修正跡のある等車台番号の改ざんが窺われる車両
  - (2) 車台番号の確認出来ない車両
  - (3) 未登録の国産車両及び外車（但し、外車の予備検査付車両で翌月末まで期限のあるものは出品できる。）
  - (4) 検査付出品車両で、検査満了日の翌日までの自動車損害賠償責任保険証明書の添付がされていない車両
  - (5) 事故後未修理の車両または事故後修理されていても甲において事故により車両機能が低下したと認める車両、エンジン不働車及びミッション不働車等（以下これらを総称して「現状車」という。）

但し、甲が下記イ乃至ロのいずれかに該当すると認めた車両は除く。なお、現状車の出品が認められる場合には、検査規定に定める評価点は「現」とする。

    - イ. 外装の損傷のみに問題があり、かつ、その程度が軽微であると認めた車両
    - ロ. 牽引するのに支障の無い車両
    - ハ. その他出品可能と認めた現状車
  - (6) 名義人死亡、名義人破産、名義人法人解散後清算を結了している場合等、第三者の協力を得なければ完全な名義変更を行うことが難しい車両
  - (7) 書類の差し替え・再発行ができない車両
  - (8) 事業用ナンバー（緑ナンバー・黒ナンバー）車両。但し、既に事業用の抹消登録がされている場合は除く。
  - (9) その他、甲において出品を制限された車両

#### （出品票の記入方法）

#### 第4条

1. 出品店は、以下の各号に定める事項を遵守の上、出品票を記入しなければならない。
  - (1) 年式欄には、自動車検査証の初年度登録年月を記入する。普通車再登録（元来軽自動車であるにもかかわらず、軽自動車として登録することができない場合をいう。）を要する場合はその旨を記入する。

- (2) ドア（枚数）、形状、ハッチバック、セダン、ワゴン及びバン等車体形状を記入する。
- (3) グレード、正規のグレード並びにオプション等を含むパッケージ車両、記念車両及び限定車両である場合はその旨を記入する。
- (4) 車歴は、レンタアップ及び事業用ナンバー（緑ナンバー・黒ナンバー）は記入する（なお、リース車は自家用車扱いとする。）
- (5) 特殊用途（キャンピング・放送宣伝車・教習車等）の場合は、その旨を出品店記入欄に記入する。
- (6) 型式、排気量は自動車検査証の型式及び排気量を記入する。
- (7) 車検は、自動車検査証の有効期間の満了する年月を記入する。有効期限の満了する日がセリ開催日の前日以前の場合は記入しない。
- (8) 走行は、オドメーター（積算計）の数字を記入する（原則として車両のメーターの記載に基づくものとするが、10万単位の表示のない車両（軽自動車等）で、10万km以上走行している車両はその実走行距離を記入する。）。走行距離が不明であるか改ざんされている車両の場合は、走行距離の前に甲所定のマーク（不明の場合は#・改ざんの場合は\*）を記載する。また、メーターを交換した車両は、距離の前に所定のマーク（\$）を記入した上、出品店記入欄に交換実施日、交換時走行距離を記入する。走行距離の単位は、国産車及び外車の正規ディーラー車についてはkmで申告し、マイル表示のみの場合は、マイル申告とする。単位指定のないものは、甲においてkm申告とみなす。
- (9) 外装色は、通称の色を記入する。色替車の場合はその旨（フロント・リアバンパー、プロテクターモール、腰下、ルーフの塗装については色替えとはみなさない。）を記入する。
- (10) カラーNoは、所定のものを記入する。
- (11) 車台番号は、自動車検査証の車台番号及びハイフン以下数字を記入する。
- (12) 年式とモデルが違う場合は、その旨を記入する。
- (13) 外車及び逆輸入車両の場合は、ディーラー車・並行車の区別及び左または右のハンドル位置を記入する。
- (14) 乗車定員は、自動車検査証の最大乗車定員を記入する。
- (15) 自動車検査証記載の乗車定員が新車登録時の乗車定員から変更されている場合はその旨を記入する。
- (16) セールスポイント及び注意事項等の出品店記入は、誠意をもって正確かつ明確に記入し、虚偽の文言及び誤解を招く文言を記入しない。なお、記入事項で不具合が発生した場合クレーム対象となる。
- (17) 会員番号、会員名、スタート価格及び希望価格を記入する。
- (18) 希望出品ブロックに○印を記入する。
- (19) 名義変更に関する書類期限の制限がある場合は、所定の欄に明確に記入する。
- (20) 標準装備の部品が、欠品または不良であれば、その旨を記入する。
- (21) レスオプションの場合は、レス対象の部品を記入する。
- (22) 軽自動車等で名義変更中等ナンバープレートが後日渡しの場合は、その旨を記入する。
- (23) 福祉車両は、その旨を記入する（ウェルキャブ、アンシャンテ等はその旨に該当とする。）
- (24) コーシヨンプレートのない車両は、その旨を記入する。
- (25) 8ナンバー登録車は、登録内容（キャンピング・放送宣伝車等）を記入する。

- (26) 改造がなされている車両については、その旨を記入する。
  - (27) ホワイトボディ乗せ替え等の場合は、その旨を記入する。
  - (28) 純正以外の部品名及び各種特別仕様である場合は、その旨を記入する（但し、仕様に関しては、メーカーが定める仕様であり、かつ、当該仕様に係る部品が全てメーカー純正のものである場合に限り、記入することができる。）。
  - (29) 検査員記入欄には、記入しない。
- 2. 保証書とは、次の各号の条件をいずれも満たすものでなければならない。
    - (1) 新車ディーラーが発行しているものであること
    - (2) 保証期間残存中であれば当該車両を取得した第三者に保証が継承できるもの
    - (3) どの車両に対して発行されたものであるかが明らかであること
    - (4) 保証書欄が欠落していないこと（但し、既に保証期限の切れた保証書については、当該車両の保証書であることが確認できれば、この限りではない。）
    - (5) 保証書の有効期限が残存していること（但し、既に保証期限の切れた保証書については、当該車両の保証書であることが確認できれば、この限りではない。）
  - 3. 甲において出品票の代筆が行われた場合に出品票の必要事項の記載ミスや記入漏れにより出品店が何らかの損害を受けた場合であっても、出品店は、当該損害につき、甲に損害賠償等の請求をすることはできない。

（出品内容の変更、訂正）

#### 第5条

- 1. 出品票の記載内容が実際の車両と異なっている場合、出品店は、速やかに甲に訂正の申告をしなければならない。
- 2. 前項の申告は、遅くとも、セリ開始の2時間前までに甲に対して行わなければならない。
- 3. 本章本条第1項に定める申告を行った出品店は、セリ開始の1時間前までに、甲に対し、訂正の申告が反映されているか否かを確認しなければならない。当該会員がこの義務を怠った場合、それに基づいて当該会員及び他の会員に損害が生じたとしても、甲は責任を負わないものとする。
- 4. 本章本条第1項の申告について「不明」「？」への訂正はできない。走行距離については、「不明」「改ざん」への訂正はできない。
- 5. セリ時において、出品票記載内容が実際の車両と異なっていた場合または、訂正が必要な場合であるにもかかわらず、出品店において正しい訂正内容が分からない場合には、出品店は速やかに出品を取り消ししなければならない。
- 6. 出品店は、出品票記載内容が実際の車両と異なっていた場合には、第10章のクレームの規定に従う。

（部品後日渡し車両の取扱い）

#### 第6条

- 1. 出品店は、出品の際、簡単に車外に持ち出すことが可能な附属品（取扱説明書、保証書、キーレス、ナビロム及びリモコン等）を出品票に記載した場合は、出品店で保管し、成約後は速やかに甲に送付し引き渡すものとする。なお、甲より未着の通知が出品店に入った場合は、出品店は、通知日から起算して5日以内に該当附属品が甲に到着するように送付し、引き渡さなければならない。

2. 出品店は、車両の部品（タイヤ、ホイール及びマフラー等）を出品票に記載した場合であって、成約後当該部品を引渡す車両として出品した時には、成約後、速やかに落札店に当該部品を渡す。
3. 出品票に「ノーマル部品有り」等の記載がなされている場合は、本章本条第2項のとおり扱う。
4. 本章本条第1項ないし第3項の場合、送料は全て出品店の負担とする。

（出品番号）

第7条 出品車両には、甲において、出品番号を定めるものとし、出品店において、出品番号を選択及び希望することはできない

（搬入手続）

第8条

1. 出品店は、以下の各号に定める手順により、出品車両の搬入手続を行う。出品車両以外の車両の搬入は、甲の許可のない限り行えない。
  - (1) 出品票をダッシュボードの上または助手席の上に置く。
  - (2) 甲所定の搬入時間内に会場へ車両を搬入する。
  - (3) 甲所定の出品車両置場に係員の指示に従って車両を整然と並べる。
2. 出品店において、本章本条第1項第1号に定めた内容を履行することができない場合には、事前に甲まで連絡の上、出品車両であると確認出来る所定の用紙を置くものとする。

（搬出手続）

第9条

1. 出品店及び落札店は、次の各号に定める手順により、車両の搬出手続を行う。出品車両及び落札車両以外の車両の搬出は、甲の許可のない限り行えない。
  - (1) 車両の出品番号札と車両が一致することを確認する。
  - (2) 出庫票に引取者名（出品店または落札店）を記入してから、出庫票と出品番号札を一緒にして関西松原 AA の会場係員に渡して、出庫の許可を得る。
  - (3) 出庫の際、関西松原 AA の会場係員の指示があれば、ID カード及び免許証等の身分証明書を提示しなければならない。
2. 出品店、落札店は、出品車両または落札車両の陸送を自らの責任と費用負担で手配しなければならない。
3. 車両搬出後に出品車両または落札車両において、当該車両が盗難された場合又は出品票に記載のない損傷が発見された場合、甲は、当該盗難や当該損傷につき、責任を負わない。
4. 落札店は、出品票に記載分が欠品している場合は、搬出時に甲に対し申告しなければならない。（後日送り品に関しては除く。）

（再出品等の場合における変更の申請）

第10条 流札車両が再出品される場合または前回の関西松原 AA での落札車両が落札店によって次回の関西松原 AA に出品される場合であって、コーナー変更や金額変更を希望するときは、出品者は、甲に対し、前回オークション開催日後初めて到来する土曜日の午後 5 時までに変更の申請を行う。

(オークション手数料)

第 11 条

1. 出品手数料、落札手数料及び成約手数料は、甲において別途定める「セリ順位及びコーナー案内」によるものとする。
2. 出品手数料、落札手数料及び成約手数料については、事由の如何を問わず返還しないものとする。
3. 前項但書の場合、キャンセルをした会員は甲に対し、本規定で定められたキャンセル手数料及び違約金を支払わなければならない。
4. 出品店は、甲に対して、1万円の手数料を支払うことにより、抹消登録の手続の代行を委託することができる。

(流札車両の再出品)

第 12 条

1. 出品した車両について落札されなかった場合は、出品店は当該オークション開催日後最初に到来する土曜日の午後 5 時までに出品車両を引き取る義務を負う。
2. 出品店において本章本条第 1 項の義務を果たさない場合、甲は当該車両につき再出品がなされたものとして取扱う（その場合の搬出は翌開催の出品車のセリ終了後とする）。
3. 前項の場合、出品店は、再度出品手数料を支払わなければならない。
4. 本章本条第 2 項に基づき再出品となった場合、前開催の関西松原 AA においてなされた調整価格の設定は無効となる。出品店は、関西松原 AA 当日までに、再度、調整価格につき、甲に申告しなければならない。

(落札車両の再出品)

第 13 条

1. 落札店において落札車両をオークション開催日後最初に到来する土曜日の午後 5 時までに引き取らない場合、甲は、当該車両につき前条に準じ再出品がなされたものとして処理する。但し、甲が運営する「ワンプライスシステム」において落札された場合はその限りではない。
2. 本章本条第 1 項本文により再出品として処理された場合、落札店は、甲に対し、出品手数料を支払わなければならない。

## 第5章 関西松原 AA 検査員による検査

(関西松原 AA 検査員による検査)

### 第1条

1. 甲は、出品車両について、出品店が出品票に記載した申告内容に基づき出品車両を検査し、甲の定める評価基準により、出品車両を評価する。
2. 前項の検査は、評価点の設定を目的としており、出品車両の品質を保証するものではない。
3. 本章本条第1項に基づく検査は、甲の検査基準を満たし、認定を受けた者（以下「関西松原 AA 検査員」という。）が行う。

(評価基準)

第2条 本章第1条第1項にいう評価基準は下記のとおりとする。

#### ■評価点及び評価基準表

評価点	車輛状態	優先的縛り
S	内外装ともにほぼ無傷、無加修で新車に近いもの	初度登録後 12 ヶ月以内、走行 1 万 km まで
6	内外装ともにほぼ無傷、無加修で小キズ・小エクボ程度のもの	初度登録後 36 ヶ月以内、走行 1 万 km まで
5	軽微な加修はあるが極めて状態の良いもの	走行 5 万 km まで
	目立たない傷・凹み、補修歴はあるもののほぼ加修の必要のないもの	
4.5	傷・凹み・サビ・補修跡があっても多少の加修で済むもの	走行 10 万 km まで
	ボルト取付外板パネル 1 パネルのみ交換	
4	傷・凹み・サビなどの加修が必要なもの、色替車。	走行 15 万 km まで
	ボルト取付パネルの交換、加修跡のあるもの	
3.5	傷・凹み・サビなどの加修が必要な箇所が複数あるもの	走行不明車「#」
	骨格部位以外の溶接パネルの単体交換、機関に少々の不具合があるもの	メタ改ざん車「*」
3	大きく加修が必要な車両、機関に不具合があるもの	
2	粗悪車、商品価値の無いもの	
1	冠水車、消火器散布車、火災車、接合車	特殊瑕疵車輛
R	修復歴車	
RA	修復歴車	
職打	職権打刻車	
改	改造車	
現	事故現状車、不動車（甲が現状車と判断したもの）	

※その他会場判断による（日本オートオークション協議会基準に準ずる。）

(検査結果の責任)

### 第3条

1. 本章第1条第1項に基づく検査の内容に誤りがあった場合であっても、甲及び関西松原 AA 検査員は、当該記載の誤りにより会員に生じた損害を賠償する責任を負わない。

2. 本章第1条第1項に基づく検査の内容に誤りがあった場合であっても、出品店は、関西松原 AA 検査員が検査を行ったことを理由として、第4章第2条の義務を免れることはできない。

(品質基準)

#### 第4条

1. 本章第2条の修復歴車とは、次の各号のいずれかに該当する車両とする。
  - (1) サイドメンバーが破損したのまたは交換・修正したもの
  - (2) フロントピラー、センターピラーが破損したのまたは交換・修正したもの
  - (3) インナーパネルが破損したのまたは交換・修正したもの
  - (4) ルーフが破損したのまたは交換・修正したもの
  - (5) フロア、トランクフロアが破損したのまたは交換・修正したもの
  - (6) 下廻りのフロアサイドメンバー、フロアクロスメンバー、フロア、トランクフロアの突き上げを原因として破損したのまたは交換・修正したもの
  - (7) その他甲の判断によるもの（日本オートオークション協議会基準を参考にする。）
2. 本章第2条の粗悪車とは、次の各号のいずれかに該当する車両とする。
  - (1) 腐食のひどいもの
  - (2) トラック、ダンプ、ライトバン等のセットバックまたは荷台の粗悪なもの
  - (3) 内装の汚れ、破れ等がひどいもの
  - (4) 外装がひどく、外見上悪いもの
  - (5) 機関、機構等、走行機能の劣悪なもの
  - (6) その他甲の判断によるもの（日本オートオークション協議会基準を参考にする。）
3. 本章第2条の改造車とは、次の各号のいずれかに該当する車両とする。
  - (1) エンジン内部の改造、規格外エンジン乗せ替え及びターボ等の部品を取り付けた車両
  - (2) ミッション乗せ替え（AT⇔MT）、ハイドロ装着、ボディーリフトアップ車
  - (3) その他甲の判断によるもの（日本オートオークション協議会基準を参考にする。）
4. 本章第2条の冠水車とは、次の各号のいずれかに該当する車両とする。
  - (1) ディーラーまたはメーカーにより、保証書または点検記録簿等で明確に記載されているもの
  - (2) その他甲の判断によるもの（日本オートオークション協議会基準を参考にする。）
5. 本章第2条の接合車とは、次の各号のいずれかに該当する車両とする。
  - (1) 2台以上の車両を接合して作られた車両
  - (2) その他甲の判断によるもの（日本オートオークション協議会基準を参考にする。）
6. 本章第2条の走行不明車（日本オートオークション協議会基準を参考にする。）とは、走行距離が不明の車両、オドメーター（積算計）を交換した車両、表示不良で確実な走行距離が明確に表示されない車両、メーカー純正品以外のメーター等が取り付けられた車両、その他メーターからのみでは実走行距離が正確に判断できない車両とする。なお、(\*) はメーター改ざん車を、(#) は走行不明車を、(\$) は甲所定の書類を充足したメーター交換車を示すものとする。

(みなしメーター改ざん車)

第5条 甲は、出品車両について、当該車両のスピードメーターの取付状態から実走行距離が表示されていないと判断した場合は、当該車両を出品した会員の了解なしにメーター改ざん車とすることができる。但し、当該会員がメーター改ざん車ではないことを、証明した場合はこの限りではない。

(検査結果の尊重、維持)

第6条

1. 甲の検査員が行った検査結果及び評価点は、甲の検査員以外において訂正、削除することができない。
2. 甲は、前項の規定に反して出品票の記載事項を訂正、削除した会員に対し、第8章第2条第1項の処分を行う。

## 第6章 セリ手続等

(セリの運営)

### 第1条

1. セリはコンピューターシステムで甲独自の運営方法で行う。
2. 会員は、関西松原 AA において応札する場合には、十分な下見を行ってから応札するものとし、各外部端末等から応札する場合も甲の行う下見サービス等を利用し車両の現状の確認を行った上で応札するものとする。

(セリの基本的な手続)

### 第2条

1. セリの進行は、甲が定めるコンダクターにより行う。
2. コンダクターは、原則として、出品店が出品票に記載しているスタート価格からセリを開始する。但し、コンダクターにおいて、スタート価格からセリを開始することで関西松原 AA の円滑な運営に支障が出ると判断した場合には、コンダクターは、出品店の許可なくスタート価格を無条件に変更できる。

(コンダクターの権限)

### 第3条

1. コンダクターは、最高応札額と調整価格の差が1万5000円以内の場合に限り、最高応札額で出品車両が落札されたものとするができる。
2. コンダクターは、最高応札額と希望価格の差が3万5000円以内の場合に限り、最高応札額で出品車両が落札されたものとするができる。
3. 出品店が調整価格と希望価格の双方を定めている場合には、本章本条前2条のうち、第1項の規定を優先して適用するものとする。
4. 出品店が調整価格及び希望価格を申告する方法は、出品票に記入する方法、セリ開始2時間前までに甲に電話で申告する方法及び出品車両のセリ時に調整室のコンダクターへ申告する方法のいずれかとする。

(商談)

### 第4条

1. 出品車両が落札されなかった場合であって、当該車両を購入したい会員（以下「商談希望会員」という。）がいるときは、甲は、売買の仲介をするものとする（以下「商談」という。）。
2. 前項の場合において、商談希望会員は、甲に対し、当該車両の最終応札価格に3万円を上乗せした価格以上の金額をつけて購入申し込みをしなければならない。但し、最終応札価格が10万円未満の場合については、最終応札価格に1万円を上乗せした価格以上の金額で購入申し込みができる。また、応札のない場合はスタート価格に3万円を上乗せした価格以上の金額で購入申し込みができる。

3. 商談希望会員は、多機能端末から商談の申込みをするものとする。
4. 本章本条第1項の申込が複数ある場合であって、商談希望会員の一人が最終応札者であり、かつ、最終応札者がセリ終了後5分以内に甲に対して本章本条第1項の申込みをしたときには、甲は、最終応札者を優先して商談する。その余の場合は、甲の判断によるものとし、会員は、この判断に従わなければならない。
5. 本章本条第1項の申込後、30分以内に商談が成立しない場合、甲の判断により、商談を中止することができる。
6. 会員は、落札されなかった車両の最終応札価格、他の会員による商談希望の有無については、Web、多機能端末を利用して調査するものとする。
7. 本章本条第2項の規定に基づく商談希望会員による購入申込みの効力は、出品店が当該申込みに対する初回の回答をするまでとする。
8. 出品店が、前項に定める初回の回答において商談希望会員による購入申込みを承諾しなかった場合、以降の交渉については、甲の商談のもとで行うものとする。この場合、商談希望会員は、出品店から、当初の本章本条第2項の額による購入希望での商談を打診されたとしても拒否をすることができる。
9. 本章本条第1項の申込みは、全セリ終了後10分以内にしなければならない。
10. 次の各号のいずれかに該当する商談の申込みは、甲において、受付しないものとする。
  - (1) 電話、FAXによる商談の申込み（但し、甲が認めた場合を除く。）
  - (2) 未セリ車両、または既に関西松原AA会場から搬出されている車両についての商談の申込み
  - (3) キャンセル車両についての商談の申込み
  - (4) 出品店からの商談の申込み
  - (5) 本章本条第2項に定める価格以下での商談申込み

(当日キャンセル)

#### 第5条

1. 出品店または落札店は、違約金を支払うことにより、相手方の同意なく、成約車両においてオークション等取引を一方向的にキャンセルすることができる（以下「当日キャンセル」という。）。
2. 本章本条第1項の当日キャンセルを行おうとする場合、当日キャンセルを希望する出品店または落札店は、落札後2時間を経過する時間と当日の全セリ終了から1時間を経過する時間のうち早く到来する時間までの間に、甲に対し、当日キャンセルを希望する旨を申告しなければならない。
3. 前項の場合、当日キャンセル希望者は、甲に対して違約金5万円及びキャンセル手数料（但し、税抜落札金額が250万円以上の場合は税抜落札金額の2%の違約金及びキャンセル手数料）を支払う。甲は、上記金額を当日キャンセル希望者から交付を受けた後、5万円（但し、税抜落札金額が250万円以上の場合は、税抜落札金額の2%の額の違約金）を相手方である会員に支払う。
4. 本章第4条に定める商談が成立した車両については、本章本条第1項に定める当日キャンセルをすることはできない。

## 第7章 落札後の手続等

### (落札店と甲の代金決済)

#### 第1条

1. 落札店は、本章本条2項以下に定める方法により落札車両の代金、自動車税預かり金、諸手数料、消費税等（以下「落札代金等」という。）を支払わなければならない。このことは、クレームに基づくキャンセルまたは値引きが予想される等、甲から落札店への落札代金等の返金が行われる可能性がある場合であっても同様とする。
2. 落札店は、出品車両を落札した場合、落札代金等を、関西松原 AA 当日から起算して1週間（関西松原 AA が木曜に開催された場合は翌週の水曜日）以内に、甲の指定する銀行口座へ銀行振込で支払わなければならない（但し、支払期限最終日が祝祭日にあたる場合は、支払期限内の金融機関営業日までとする）。インターネットバンキングによる振込は、平日の午後4時を超えたものに関しては、翌金融機関営業日扱いとする。振込手数料は落札店の負担とする。但し、落札店は、月曜日から土曜日までの午前9時から午後5時までの間に限り、関西松原 AA 会場において、甲に対して、落札代金等を現金で支払うことができる。
3. 甲の当該会員に対する出品車両代金支払債務と当該会員の甲に対する落札代金等支払債務が存在する場合には、両債務を対当額において相殺の上、残額について、甲または当該会員が、他の当事者に対して支払うものとする。
4. 甲において所定の期日までに会員による落札代金等の入金を確認できない場合には、甲は、当該会員が出品している他の車両又は当該会社の落札車両を任意の方法により処分し、落札代金等に充当することができる。  
この場合、甲は、当該会員の承諾なしに、当該会員が出品している他の車両及び落札車両を搬出・搬入できるものとする。
5. 甲において所定の期日までに会員による落札代金等の入金を確認できない場合には、会員が所定の期日後に全額の入金を行ったとしても、甲は、当該会員に対し、第8章第2条第1項に定める処分を行うことができる。

### (出品店と甲の代金決済)

#### 第2条

1. 出品車両が落札された場合、出品店への代金の支払いは、本章本条2項以下に定める方法による。
2. 甲は、出品店より、出品車両に関する譲渡書類の交付を受けた日を起算日として、翌々銀行営業日までに、出品店に対して、落札代金から出品手数料、成約料その他の手数料を差し引いた上で、銀行振り込みの方法により支払う。振込手数料は甲の負担とする。
3. 当該オークション開催日において出品店における出品車両が複数成約された場合、成約された全ての車両についての譲渡書類が出品店から甲に到着した後、甲は、翌々銀行営業日までに、出品店に対し、本章本条第2項に定める金員を銀行振込にて支払うものとし、全ての成約車両についての譲渡書類が甲に到着するまでは、甲は、出品店に対し、既に譲渡書類が甲に交付済みであるものも含め、全ての成約車両の代金の支払いを拒むことができる。

4. 本章本条第3項の定めにかかわらず、出品店は、同一開催日において成約された出品車両が複数ある場合において、全ての成約車両の譲渡書類を甲へ送付してはならず、1回に限り、すでに譲渡書類を甲に送付している車両に関してのみ、代金を受け取ることができる（以下「車両代特別支払システム」という。）。
5. 出品店において、本章本条第4項の車両代特別支払システムの利用を希望する場合は、甲に対し、その旨を所定の用紙に記入するものとする。
6. 出品店は、車両代特別支払システムを利用した場合であっても、未だ譲渡書類が甲に送付されていない車両については、本章第5条第1項の規定とおり、翌週金曜日午後5時までに譲渡書類を甲へ到着するように送付しなければならない。出品店がこの義務を履行しない場合または履行を遅滞した場合には、出品店は、成約した日より半年間、車両代特別支払システムを利用することができない。

#### （自動車税）

第3条 自動車検査証の有効期間が残存している出品車両及び抹消登録がされていない車両（以下「検査付出品車両」という。）が落札された場合の自動車税の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 自動車税は、オークション開催日の当月分までは車両を出品した会員の負担とし、翌月以降は落札した会員の負担とする。
- (2) 落札した会員は、甲に対し、オークション開催日の翌月分より年度末（3月末）までの分の自動車税相当額を預けなければならない。
- (3) 前号の場合、甲は、原則として、落札した会員から、名義変更完了後の自動車検査証の写し（以下「名変コピー」という。）の送付を受けた月に自動車税預かり金を集計し（月2度集計）、計算書に基づいて出品店へ返金する。抹消登録がされている車両の自動車税預かり金がある場合は、甲は当該自動車税預かり金を落札店へ返金する。
- (4) 落札車両を出品した会員は、出品車両成約時に自動車税を完納していない場合、速やかに納付し、継続検査が受けられる状態にしておかななければならない。未納により延滞金が発生した場合は当該会員の負担とする。
- (5) 自動車税に関わる法律等の変更により、自動車税額が変動した場合、甲は、出品店及び落札店に対し、自動車税につき再度精算をおこなうものとする。

#### （落札車両代金等不払いの場合の措置）

第4条 落札店が本章第1条の規定に反して車両代金等（キャンセル車両分を含む。）を支払わない場合は、甲は第8章第2条第1項に定める処分のほか、次のような措置をとることができる。

- (1) 甲は、落札店の承諾なしに当該車両の名義を甲へ移転することができる。この場合、名義移転に係る費用、自動車税その他の費用は、落札店の負担とする。
- (2) 落札店が、甲の催告した期限までに当該落札車両代金等を支払わない場合には、甲は、前号にて甲に名義移転した当該車両を関西松原 AA ほか各オークション会場に出品して売却し、売却した代金をもって未払いの落札車両代金等に充当することができる。この場合、売却した車両の代金を充当しても、未払いの落札車両代金等及び遅延損害金の総額に満たないときは、落札店は、甲が指定した期日までに残額を支払わなければならない。

(成約後の出品店の義務等)

第5条

1. 出品店は、出品車両成約後、翌週金曜日午後5時まで、甲に対し、譲渡書類を交付しなければならない。甲は、出品店より譲渡書類の交付を受け、かつ、落札店より落札代金の支払いを受けた場合には、譲渡書類を落札店に交付するものとする。
2. 出品店は、第4章第1条第5号の附属品を甲に速やかに送付しなければならない（送料は出品店の負担とする。）。
3. 出品店は、第4章第1条第6号の車両の部品を落札店へ速やかに送付しなければならない（送料は出品店の負担とする。）。

(落札店の義務)

第6条 落札店は、出品車両を落札した場合は、本規定のその他の規定に定めるほか、以下の義務を負う。

- (1) 落札車両の譲渡書類が甲から落札店に到着した場合には、落札店は、甲の書類発送日から起算して5日以内に、譲渡書類の内容等を確認する義務を負うものとする。確認の結果譲渡書類の内容等に疑義が生じた場合には、甲の書類発送日から起算して5日以内に甲へ申告するものとする。期限以内に甲に申告がない場合は、疑義がなかったものとし、落札店が一切の責任を負う。
- (2) 落札車両が検査付車両である場合には、甲の指定した期日までに名義変更、または抹消登録を確実に行うものとする。
- (3) 落札店は、名義変更完了前に落札車両を自ら走行使用し、または第三者に走行させ、出品店に駐車違反、スピード違反、その他車両放置など警察から旧名義人への呼び出し、問い合わせ等の負担が発生するような行為をしてはならない。落札店がこの義務に違反し出品店に対して負担が発生した場合には、落札店は、甲に対し、3万円（ユーザーコーナー出品車両については5万円）及び甲が認めた実費を支払わなければならない。
- (4) ナンバー応募車両を落札した場合、セリ終了後1時間以内に甲に抹消依頼をすることができる。依頼がないものに関しては車検付き出品車両として、名義変更規定に準じた義務を負うものとする。

(落札車両へのガソリン給油)

第7条 落札店もしくは落札店委託先業者によりガソリンチケットまたは受付窓口申告による落札車両への給油に関して、甲は落札店に対し1千円を徴収することができる。

## 第8章 処分

(処分の対象)

### 第1条

1. 甲は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合、会員に対して、本章第2条第1項に定める処分を行うことができる。
  - (1) 他より差押え・仮差押え・仮処分の申し立てを受けたとき、または会社更正手続きの申し立て、破産もしくは民事再生、特別清算等の申し立てがあったとき
  - (2) 手形小切手の不渡りを出したとき
  - (3) 甲または関西松原 AA の社会的信用を損ねる行為があったと甲が認めたとき
  - (4) 甲に対して訴訟を提起し、敗訴したとき
2. 会員は、次の各号に定める行為を行ってはならない。会員が次の各号に定める行為を行った場合、甲は、会員に対して、本章第2条第1項に定める処分を行うことができる。
  - (1) 甲が認めた者以外を会場内に同伴する行為
  - (2) 会場内での放歌高吟、暴言暴行等市場秩序を乱す行為及び品位を損なう行為
  - (3) 事務局、調整室等への許可なき立ち入り
  - (4) セリ前の直接商談及びセリ後の直接商談
  - (5) 名義貸し、ポスカード及びIDカードの貸与、オークション等取引に関する代行の行為
  - (6) 出品車両につき出品店が自らセリに参加する行為、またはそれに類似する行為
  - (7) 出品車両及び落札車両に関する情報を聞き出す目的で甲以外の者に連絡をとる行為
  - (8) 関西松原 AA において市場内における相場価格の著しい操作であると判断される行為
  - (9) 本規定に違反する行為

(処分の内容)

### 第2条

1. 会員が本章第1条1項に該当する場合又は会員が本章第1条第2項に該当する行為を行った場合、甲は、会員に対し、次の各号に定める処分を行うことができる。この場合、甲は、会員に対し、以下の処分のうち複数の処分を同時に行うこともできる。
  - (1) 与信枠の引き下げ及び出品・落札条件の変更
  - (2) オークション情報等の配信停止
  - (3) 甲が別途定める違約金の支払い
  - (4) オークション等取引参加資格の停止
  - (5) 除名処分
2. 甲は、会員に対して、本章第2条第1項の処分とともに、または処分に替えて始末書を徴求することができる。
3. 除名処分の場合、甲は、除名された会員に対して、保証金を返還しない。
4. 会員は、甲の行った本章本条第1項の処分に対して、従わなければならない。
5. 甲が除名処分をとったときは、会員は直ちにその資格を喪失する。
6. 甲は、除名処分をとったときは、甲の提携、関係する各会場、参加団体に対して、除名処分に関する情報を当該会員の承諾なしに提供することができる。

## 第9章 任意退会

(任意解約)

第1条 会員は、自由に関西松原 AA の会員を脱退することができる。

(解約手続)

第2条 会員が前条の規定に基づき関西松原 AA の会員を脱退する場合の解約の手続き及び保証金取扱いは以下のとおりとする。

- (1) 会員は、ポスカード及び ID カードを速やかに甲へ返却し、所定の退会申請書他必要書類を甲へ提出する。
- (2) 甲は、会員が前号の手続を完了した後、会員に対し、第2章第6条に基づいて精算後の保証金の残額を振込みにて返金する（振込手数料は甲の負担とする。）。
- (3) 会員において、甲に対して債務を負担しており、当該債務と保証金を相殺した後においても、なお、甲に対して支払うべき債務が存在する場合、会員は、甲に対して、甲の指定した期日までに不足額を振込みによる方法により支払わなければならない（振込手数料は会員の負担とする。）。
- (4) 会員が、本規定により提出しなければならない書類を甲に交付していない場合には、甲は、それらの書類の交付を受けるまで、精算後の保証金の残額の返還を拒むことができる。

## 第10章 クレーム

(総則)

### 第1条

1. オークション等取引において、出品店と落札店との間で紛争が発生した際には、双方が、本章に基づき誠実に協力することにより解決にあたるものとする。
2. 紛争の解決にあたっては、甲が仲介し、本章に定められた範囲により調停を図るものとする。
3. 甲において、本章本条第1項に基づく調停によっても紛争の解決が見込めないと判断した場合、甲が裁定を行う。
4. 甲は、裁定として、値引き、部品供給、オークション等取引のキャンセルその他の決定を行うことができる。
5. キャンセルの場合、瑕疵会員（裁定により本規定違反と認定された会員）は甲に対し、キャンセル手数料及び本規定に定められた違約金・陸送費等を支払わなければならない。
6. 出品店、落札店とも、本章本条第4項に基づく甲の裁定に従うものとし、異議を申し立てない。

(クレーム受付の方法)

### 第2条

1. 落札店は、クレームの申し立てをする場合は、甲に対し所定の用紙でFAXにてクレームの申請を行わなければならない。
2. 甲は、落札店から本章本条第1項の申し立てを受けた場合には、出品店に連絡し、クレームの内容を連絡する。
3. クレームの受付がクレーム受付期限までに間に合わなかった場合、甲は、落札店のクレームを受付せず、本章に基づく紛争の仲介、調停及び裁定を行わない。

(クレーム受付期限)

### 第3条

1. クレーム受付期限は、クレームが問題となっている車両（以下「クレーム車両」という。）が落札された日を起算日として1週間後の正午（翌週水曜日正午）までとする。ただし下記■関西松原AA指定地域に該当する者であって、クレーム受付期限の延長申請をし、これを甲が認めた者は、この限りではない。

■関西松原AA指定地域（甲に会員登録されている住所に限る）

北海道・青森県・秋田県・岩手県・山形県・宮城県・福島県・新潟県・沖縄県

（その他、諸事情により甲が妥当と認めた地域）

関西松原AA指定地域に該当しクレーム受付期限の延長申請を行う場合は、当該オークション開催日後最初に到来する土曜日の午後5時までに所定の用紙でFAXにて、クレーム受付期限の延長申請を行わなければならない。

2. 本章本条第1項の規定にかかわらず、年式・グレード等が記載された譲渡書類の確認後でなければクレーム対象事項を覚知することができない場合には、当該譲渡書類を甲が発送した日から起算して5日後の午後5時をクレーム受付期限とする。後日到着した部品がないと確認が出来ないものの期限、欠品についても同期間とする。

3. 保証書及び第4章第1条1項第5号の部品の未着に関するクレーム受付期限は、甲の譲渡書類発送日から起算して5日後の午後5時までとする。なお、欠品時の対応に関して、甲より落札店に対し欠品部品の金額見積書提出の依頼があった場合、落札店は甲が見積書の提出を依頼した日から起算して7日目の午後5時までに、見積書を甲に対し提出しなければならない（ただし、甲の判断において提出期限を延長することがある）。この場合において落札店が前述の提出期限までに見積書の提出をしないときは、該当の欠品部品のクレームは免責されるものとする。
4. その他のクレーム受付期限は、甲において別途定める別表「契約の解除を伴う重要事項のクレーム」のとおりとする。

（クレーム受付の回数）

第4条 クレームの受付は、甲が認めた場合を除き、落札車両1台につき1回のみとする。但し、1度クレームを受け付けた場合であっても、新規のクレームの受付期間が、甲において別途定める別表「契約の解除を伴う重要事項のクレーム」記載のクレーム期間に照らし、従前のクレームにおける受付期間より長く、かつ、新規のクレームにつき受付期限内であるときは、クレームの受付を行う。

（クレーム受付後の処理）

第5条

1. クレームは部品供給、部品供給に相応する価格値引きをもって解決することを基本とするが、場合によっては、甲の判断によってキャンセルにより解決することもできる。
2. クレームの内容がメーカー保証にて対応出来る場合は、メーカー保証にて処理するものとする。但し、メーカー保証を受けることができる状態にするために点検整備費用等の費用を要する場合、出品店は当該費用を負担するものとする。

（事実の確認）

第6条 甲は、クレームの処理を公正・迅速に行うために事実の確認を、次の各号のいずれかの方法で行うことができる。この場合、事実の確認に要した費用は、クレームが事実であったときには、出品店の負担とし、事実でなかったときには、落札店の負担とする。但し、見積もり等に掛かる費用は落札店の負担するものとする。

- (1) 甲の検査員及び代理人による確認
- (2) 関西松原 AA に車両を引き取っての現車確認
- (3) その他の方法による確認

(クレーム対象事項)

第7条 クレーム対象とできる事項は次の各号の事由に限られる。但し、次の各号に定める事由が部品について生じている場合には、当該部品が純正部品であるときに限ってクレーム対象とする。

- (1) 骨格部位の損傷により評価点が著しく低下する車両
- (2) 事故修復歴の発覚した車両
- (3) エンジン本体、ミッション本体及びデフ本体に不具合のある車両
- (4) ルーフ交換及びサイドメンバー交換等が判明した車両
- (5) 出品制限車両であることが判明した車両
- (6) パワーウィンドウ、パワーミラー、オーディオ、マフラー、触媒、ショックアブソーバー（特殊サスペンション、特殊ショックアブソーバーは除く。）の不良。但し、登録3年未満で走行距離3万キロ未満の車両に限る。
- (7) エアコン、ダイナモ、サンルーフ、パワーシート、セルモーター、電動カーテン、特殊サスペンション、ナビゲーション本体、その他電装品関係の不良が判明した車両。但し、登録5年未満で走行距離6万キロ未満の車両に限る。
- (8) 標準装備品の欠品、不良。但し、主要部品単体の価格が2万円以下の場合を除く。
- (9) レスオプション車両で、レス部品が出品票に表示されていなかった場合
- (10) 出品票と現車との間の内外装（ガラス含む。）の顕著な相違。但し、全セリ終了後1時間以内に、甲において当該顕著な相違を認識した場合に限る。
- (11) 外装における色違い。但し、甲において、出品票のカラーナンバーと実際の車両の外装色が異なると認識した場合に限る。
- (12) メーカー出荷時の乗車定員と自動車検査証の乗車定員が異なる場合で、かつ出品票の乗車定員欄が未記入の場合
- (13) 出品票に記入している年式とモデルが違う場合
- (14) 自家用・リース車両以外の車両（レンタカー・事業用等の車両。出品票に未記入の場合は自家用とみなす。）で、出品票に車歴表示がされていない場合
- (15) ドア（枚数）及び形状が出品票と異なる車両
- (16) 出品票に記載されていた装備品（純正でないものも含む。）に欠品、不具合が存在する車両
- (17) 自動車検査証の有効期限の相違。なお、この場合は、まず値引きで対応するものとし、値引き額は次のイ乃至ハのとおりとする。但し、残車検期間が6ヶ月に満たない場合及び残車検期間が6ヶ月以上異なる場合には、本章第10条のキャンセルにより解決するものとする（出品店負担の往復陸送費及びキャンセル手数料のみでキャンセル可能とする）。
  - イ. 軽自動車・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ヶ月3千円
  - ロ. 小型車、小型貨物車・・・・・・・・・・・・・・・・1ヶ月5千円
  - ハ. 普通車（3ナンバー）、貨物車・大型車・・・・・・・・1ヶ月8千円
- (18) 初度登録年月の相違。なお、この場合は、まず値引きで対応するものとし、値引き額は次のイ乃至ハのとおりとする。但し、6ヶ月以上の相違のもの・6ヶ月未満の相違でも、貿易等の相場的大幅な違いがあるもので甲が認めたもの限り、本章第10条のキャンセルにより解決することもできる。（出品店負担の往復陸送費及びキャンセル手数料のみでキャンセル可能とする）

- イ. 軽自動車・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ヶ月1千5百円
- ロ. 小型車、小型貨物車・・・・・・・・・・・・・・・・1ヶ月2千5百円
- ハ. 普通車（3ナンバー）、貨物車・大型車・・・・・・・・1ヶ月4千円

(19) 保証書の欠品。なお、この場合は、まず値引きで対応するものとし、値引き額は次のイ乃至ハのとおりとする。

イ. 保証期限内の車両

値引き幅は落札金額の3%を基準とし、甲において、3万円から10万円の間で解決額を決定する。甲において本章第10条のキャンセルにより解決することもできる。

ロ. 保証期限切れの車両

値引き幅は落札金額の3%を基準とし、甲において、1万円から5万円の間で解決額を決定する。

ハ. 取扱説明書がない場合

一律2千円とする（外車は一律5千円とする）

(20) ユーザーコーナー該当車両として出品されたにもかかわらずユーザーコーナー車両としての条件を満たしていなかった車両。なお、この場合、5万円の値引きを基準とする。値引き解決できなかった場合は、キャンセル対象とすることもできる。

(21) 出品票のグレード欄・セールスポイント欄・注意事項欄に記載された事項につき現車と齟齬（欠品、不具合等）が存在する車両

(22) 出品票に正しく記載すべき事項が記載されていない場合及び誤解を招くような不適切な記載が存在すると甲において判断した車両

(23) その他甲においてクレーム対象事項と定めた事項に該当する車両

（クレーム対象外）

第8条 次の各号に定める場合は、クレームの対象としない。但し、甲がクレームの対象として認めた場合は、この限りではない。

- (1) クレーム申し立て前または申し立て中に、第三者にクレームの対象となる車両を転売したとき（関西松原AAその他のオークション会場での成約も含む。）はクレーム対象としない。
- (2) クレーム申し立て前または申し立て中に、クレームの対象となる車両を修理、改造または名義変更、抹消登録、名義変更書類等に記入をしたときはクレーム対象としない。
- (3) クレームを部品交換で解決できる場合で部品代の単体価格が2万円以下となる場合は、クレーム対象としない。但し、出品票の記載ミスが存在する場合は除く。
- (4) 落札金額が20万円以下の車両は、クレーム対象としない。但し、出品制限車両や出品票の記載ミスが存在する場合は除く。
- (5) 事故修復歴車はクレーム対象としない。但し、エンジン本体、ミッション本体、デフ本体及び、ルーフ交換、サイドメンバー交換等、重大事故判明時は事故車でもクレームは受付とする（出品制限車やリスト記入ミス等もクレーム対象とする）。
- (6) 外車は、クレーム対象としない。但し、次のイ乃至へのいずれかの事由が存在する場合は除く。

- イ. エンジン本体・ミッション本体・デフ本体のいずれかに不具合が存在する場合、溶接パネル（リアフェンダー、コアサポート、ステップ等）の交換歴がある場合及び事故修復歴がある場合
  - ロ. 出品制限車両である場合
  - ハ. 甲においてクレーム対象にすることが相当であると判断した場合
  - ニ. 出品票に記載ミスが存在する場合
  - ホ. 排ガス規制の適応を受けている車両については、本章第7条第7号の場合（但し登録3年または走行距離6万km未満の車両に限る）
  - ヘ. 甲が認めた場合
- (7) 純正品以外の部品の不具合は、クレーム対象としない。但し、出品票に記載した装備品（社外品含む。）の不具合や欠品はクレームの対象とする。
- (8) 内外装（ガラス含む。）の傷、ヘコミ、損傷はクレーム対象としない。
- (9) 出品車両に付随されて落札されたもの（ジェットスキー、ボート、単車等）の欠品及び不具合はクレーム対象としない。
- (10) 落札後、日本国外に輸出（日本の貨物等を外国に向けて送り出すこと）された車両は、クレーム対象としない。
- (11) 標準部品以外の、TV、オーディオ、エアサスキット等は、クレーム対象としない。但し、出品票に記載した装備品（メーカー純正品以外のものも含む。）の不具合や欠品はクレームの対象とする。
- (12) 事故現状車及び冠水車両は、クレーム対象としない。但し、出品票の記入事項の記載ミス等、出品票と現車において相違が存在する場合は除く。
- (13) 走行距離が10万キロ以上の車両もしくは、初年度登録年より10年以上経過した車両は、クレーム対象としない。但し、次のイ乃至ホのいずれかの事由が存在する場合は除く。
- イ. 事故の有無、溶接パネルの交換、骨格部位に関する評価点が著しく低く評価された車両
  - ロ. エンジン本体・ミッション本体・デフ本体に関する不具合を対象とするもの
  - ハ. 出品制限車両である場合
  - ニ. 出品票の記載ミスが存在する場合
  - ホ. 甲が認めた場合
- (14) 第6章第4条の商談成立車両に関する不具合等は、クレーム対象としない。但し、次のイ乃至ホいずれかの事由が存在する場合は除く。
- イ. 事故の有無、溶接パネルの交換、骨格部位に関する評価点が著しく低く評価された車両
  - ロ. エンジン本体・ミッション本体・デフ本体のいずれかに関する不具合を対象とするもの
  - ハ. 出品制限車両である場合
  - ニ. 出品票の記載ミスが存在する場合
  - ホ. 甲が認めた場合
- (15) トラックの上物、クレーン、ダンプ等及び特殊燃料容器に関しては一切クレーム対象としない。但し、出品票のセールスポイント欄・注意事項欄に記載した装備品（メーカー純正品以外のものも含む。）の不具合、欠品はクレームの対象とする。

(虚偽のクレーム申告)

第9条 会員において、故意に虚偽のクレームを申告した場合には、甲は、当該会員からの今後のクレームを受け付けないことができる。この場合、甲は、会員に対し、第8章第2条第1項に定める処分を行うことができる。

(調停・裁定によらないキャンセル)

第10条 第6章第5条の当日キャンセルの場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合であって、甲においてクレームが受け付けられたときには、落札店は、調停・裁定によらずとも、落札をキャンセルすることができる。

- (1) 消火器散布車両については、事由の如何を問わず、落札日から起算して1ヶ月後の正午までにクレームの受付がされた場合には、キャンセルすることができる。但し、この場合、出品店は、甲に対し、違約金2万円・陸送費・キャンセル手数料を支払うものとし、甲は、落札店に対して2万円及び陸送費を支払う。落札店において、落札以降に修理・改造等を行った場合は、当該費用は落札店の負担とする。
- (2) オドメーター（積算計）に不具合が生じる車両については、落札日から起算して1週間後の正午まで（翌水曜日の正午まで）にクレームの受付がされた場合には、キャンセルすることができる。  
この場合、出品店は甲に対し、キャンセル手数料及び陸送費を支払うものとし、甲は、落札店に対して、出品店から支払われた陸送費を支払うものとする。
- (3) 検査付車両として出品されているにもかかわらず、車両にナンバープレートまたは封印が存在しない場合であって、落札店から搬出期限までに申告があったときは、甲が認めたもの限りキャンセルすることができる。ただし、当該車両が会場から搬出された後についてはキャンセルすることができない。
- (4) ユーザーコーナー出品の条件を充たさずにユーザーコーナー該当車両として出品された車両については、落札日から起算して1週間後の正午まで（翌水曜日の正午まで）にクレームの受付がされた場合には、キャンセルすることができる。この場合、出品店は、甲に対し、違約金として5万円・陸送費・キャンセル手数料を支払う。甲は、出品店より5万円・陸送費・キャンセル手数料の支払いを受けた後、落札店に対して同額を支払う。
- (5) 年式、車歴について出品票と異なる車両については、当該譲渡書類を甲が発送した日から起算して5日後の午後5時までにクレーム受付がされた場合には、キャンセルすることができる。この場合において、落札店がすでに転売をしているときであっても、当該転売に係る費用及び利益等を甲または出品店に請求することはできない。
- (6) 出品店が落札日から起算して30日以上経過しても、甲に対して譲渡書類を交付しない場合、キャンセルすることができる。この場合、出品店は、甲に対し、違約金10万円、キャンセル手数料、陸送費及び落札店における損害額（但し、転売利益は含まない。）を支払わなければならない。甲は、出品店より上記の金額を受け取った場合には、落札店に対して同額を支払う。

- (7) 出品店が、譲渡書類の全部または一部について、オークション等取引の開催日から起算して30日（4週後の金曜日）を超えても甲に交付しない場合、キャンセルすることができる。この場合、出品店は、甲に対し、10万円にキャンセル手数料及び実費を加算した金員を支払わなければならない。甲は、10万円と実費及びキャンセル手数料を加算した金員を落札店へ支払うものとする。名義変更中等の理由によりプレート後日渡しとなっている場合であってプレートの到着が出品店の発送忘れ等出品店の責めに帰すべき事由により遅れたときも同様とする。

## 第 11 章 名義変更等

(書類の完備)

### 第 1 条

1. 出品店は、譲渡書類については、オークション開催日の翌月末迄有効であるものを揃えなければならない。但し、出品リストに書類の有効期限を記入している場合であって、当該有効期限がオークション開催日の翌日を起算日として 21 日目以降の日であるときはこの限りではない。
2. オークション開催月の翌月末までに車検有効期限の満了日が到来する検査付車両として出品し、当該車両が落札された場合は、譲渡書類に加えて継続検査用納税証明書が無ければ書類完備とみなさない（軽自動車は除く）。
3. オークション開催日の同年度末に車検の有効期限の満了日が到来する車両で前項に該当しない車両の出品店は、甲の請求がある場合には、継続検査用納税証明書を甲に交付するものとする。その場合、出品店は、甲が請求を行った日から起算して 5 日以内に、当該書面を甲へ送付しなければならない。仮に、甲の請求にも関わらず、上記書面が 5 日以内に到着しない場合は、出品店は、甲に対し、違約金として 1 万円を支払うものとする（尚、以後は書類遅延規定に準ずる）。この場合、甲は、出品店より上記違約金を受け取った後、落札店に対し、同額を支払うものとする。なお、落札店からの継続検査用納税証明書の請求は、車検有効期限満了日の前月以降に受け付けるものとする。
4. 出品店は、甲に対し、検査のない車両の譲渡書類については、抹消謄本（登録事項等通知書等）を提出しなければならない。
5. 甲は、法人名義の自動車損害賠償責任保険の譲渡証を必要に応じて出品店に請求することができる。その場合、出品店は速やかに手配して、甲まで送付しなければならない。
6. 他府県登録のみ有効とする旨の委任状は、受け付けしない。
7. 落札店から譲渡書類の差し替え（再発行）の求めがあった場合に譲渡書類の差し替え（再発行）が可能なものでなければならない。

(書類受付時間について)

### 第 2 条

1. 甲が前条の譲渡書類を出品店から受付できる時間は、営業日の午前 9 時から午後 5 時までの間とする。但し、セリ開催日については、全セリ終了時間が午後 5 時を越える場合は、全てのセリ終了後 1 時間までとする。
2. 甲が、午後 5 時以降に前条の譲渡書類を受領した場合、翌営業日扱いとする。

(抵当権設定車等の場合において)

- 第 3 条 落札後に抵当権設定車であることまたは当該車両について差押え等の事実が判明した場合、出品店は、出品店の責任でもって判明日から起算して 7 日以内に抵当権または差押え解除の処理を行わなければならない。

(書類遅延に関する違約金)

第4条

1. 出品店は、甲に対し交付すべき譲渡書類の全部または一部について期限を過ぎても交付しない場合(ナンバープレートの外し忘れにより抹消登録がされていない譲渡書類や有効期限が短いため差し替えを要する等、書類に不備があり追完されない場合も含む。)、甲に対し、次の各号に定める通りの違約金を支払う。各号の定める日数の起算日は当該車両が成約したオークション開催日とする。
  - (1) 9日目までに譲渡書類が甲に交付された場合 0円
  - (2) 10日目以降 12日目までに譲渡書類が甲に交付された場合 1万円
  - (3) 13日目以降 29日目までに譲渡書類が甲に交付された場合  
1万円に13日以後1日2千円を加算した額(土曜日、日曜日、祭日も加算の対象とする。)
  - (4) 30日目以降に譲渡書類が甲に交付された場合 10万円
2. 名義変更中等の理由によりプレート後日渡しとなっている場合で、かつ、プレートの到着が出品店の発送忘れ等出品店の責めに帰すべき事由により遅れた場合は、前項の書類遅延違約金に準ずる。但し、前項の各号の日数の起算日は甲から出品店への連絡日とする。
3. 甲は、前2項の当該金員について支払があった場合、落札店に対し同額を支払うものとする。

(差替えの際の違約金)

第5条

1. 譲渡書類の有効期限が切れた場合または落札店が書き損じたことにより、出品店において譲渡書類の差替えを行う場合、落札店は、甲に対し、次の各号の区分に従い違約金を支払わなければならない。
  - (1) ユーザーコーナー以外の区分で出品された車両については3万円  
但し、ユーザー名義車両で実費が3万円以上かかる場合は甲が相当と認めた実費とする。
  - (2) ユーザーコーナー区分で出品された車両の場合  
5万円に甲が認めた実費を加算した金額
2. 書類紛失・盗難による再発行に関して、落札店は、甲に対し、速やかに10万円の違約金及び実費を支払わなければならない。
3. 甲は、前2項の当該金員について支払があった場合、出品店に対し同額を支払うものとする。

(プレート手数料)

- 第6条 検査有効期限のない車両にもかかわらず、落札車両にプレートがついたまま落札店に届いた場合であって、落札店が抹消登録を希望するときには、出品店は、甲に対し、プレート返還手数料として5千円を支払う。

(名義変更届出)

第7条

1. 落札店は、落札車両の名義変更につき、落札月の翌月末迄に完了した上、名義変更後直ちに名変コピーを甲に送付しなければならない。

2. 落札店は、出品店の希望により翌月末日より早期に名義変更期限が設定された車両（以下「期限付出品車両」という。）を落札した場合に、出品店の申告期限内に名義変更が完了していなければ、本章第9条に定める名義変更遅延違約金を甲に対して支払わなければならない。
3. 落札店から名変コピーが甲に到着した場合、甲は、落札店との間で、自動車税預り金の精算を行うものとする。落札店は名義変更期限の翌月の5日までに名変コピーを甲に送付しなければならない。なお、落札店がこの期限に遅れたことによって甲または出品店に損害が生じた場合は、落札店は当該損害を賠償しなければならない。
4. 落札店は、郵送、またはFAXの方法によって名変コピーを甲に届出するものとする。
5. 落札店は、郵送、またはFAXにて名変コピーを送付する場合は、甲指定の名変コピー送り状を添えて送付するか、または開催日、開催回次、出品番号を名変コピーに記入して送付しなければならない。なお、FAXにて名変コピーを送付する場合は、落札店は、甲に対し、到着の有無を電話にて確認しなければならない。
6. 本章本条第4項以外の方法による届出のみがなされた場合、甲は、落札店から、名変コピーの届出がなかったものとして扱う。
7. 落札店から名変コピーの届出がない場合、甲は、落札店に対しオークション開催日の翌月20日頃に「名変お伺い書」、翌々月3日頃に「名変督促状」をFAXまたは、郵送にて送付することができる。

（閲覧手数料）

#### 第8条

1. 名義変更期限の翌月の5日を過ぎても、名変コピーが甲に届かない場合、甲にて現在登録証明を取得することができる。
2. 前項の場合、落札店は、甲に対し、手数料3千円を支払わなければならない。また、軽自動車の場合は名義変更保証金相当額の違約金を支払わなければならない。

（名変遅延違約金）

#### 第9条

1. 落札車両の名義変更が落札店の責めに帰すべき事由により本章に定める期限より遅れた場合には、落札店は、甲に対し、遅延違約金としてユーザーコーナーにて出品された車両のときは3万円を、それ以外のコーナーにて出品された車両のときは2万円を支払わなければならない。但し、遅延の原因及び期間に応じ、甲の判断により遅延違約金の額を個別に変更することができる。
2. 落札店の責めに帰すべき事由により軽自動車の名変コピーが入手できないと甲が判断した場合には、落札店は、前項の遅延違約金に加え、さらに1万円を甲に支払わなければならない。
3. 落札店の責めに帰すべき事由により3月末日までに名義変更すべき落札車両の名義変更がされなかった場合、前2項に定める金員に加え、落札店は、1万円を甲に支払わなければならない。
4. 甲は、本条第1項及び第3項の違約金について支払があった場合、出品店に対し同額を支払うものとする。

(各種違約金の精算)

第 10 条

1. 落札店は、本規定を熟読の上、各種違約金の金額に違いがあることを理解した上で、関西松原 AA に参加しなければならない。
2. 落札店が前月に落札した車両を翌月に名義変更期限を設けて出品する場合であって、最終落札店が名義変更を遅延したとき等、同一車両について、落札店が落札車両の出品店として受領する第 9 条の違約金と落札店が出品店へ支払わなければならない違約金に差額が発生する場合は、甲が、違約金の差額を落札店に支払うことはない。

(再精算)

第 11 条 移転登録した日の同年度内に抹消登録をした場合、落札店が甲に対し、抹消登録日の翌月 5 日までに再精算を希望する旨を記載した抹消登録後の自動車検査証のコピーを送付し、申告があれば自動車税の計算につき再精算する。但し抹消登録の登録日の翌月 5 日までに申告されない場合はこの限りではない。

(自動車税未納違約金等)

第 12 条

1. 自動車検査証の名義変更が完了し、出品店への自動車税返金後に自動車税の未納が判明して落札店で継続検査を受けることができなくなった場合、出品店は、甲に対し、自動車税未納違約金として 1 万円を支払わなければならない。(但し、第 4 章 1 条 (10) において納付期限内に完納しており納税先各所において納税情報更新中の場合はこの限りではない。) この場合、甲は、出品店より上記違約金を受け取った後、落札店に対し、同額を支払うものとする。
2. 落札店で軽自動車税の税止め処理を怠り、翌年度に使用者に課税があった場合には、落札店は、甲に対し、違約金として 1 万円を支払わなければならない。甲は、落札店より上記違約金を受け取った場合は、出品店に対し、同額を支払うものとする。
3. 継続検査時に自動車税の未納、滞納があった場合、落札店は、甲の承諾をとった上、未納分を代理して納付することができる。落札店において未納分を代理納付した場合には、出品店は、代理納付額を支払い、その他甲の指示に従うものとする。出品店が甲の指示に従わない場合には、甲は、出品店に対し、第 8 章第 2 条第 1 項に定める処分を行うことができる。

(交通違反等による車検拒否について)

第 13 条

1. 落札車両について当該オークション等取引での落札前に発生した交通違反等により、落札店において車検の取得ができない場合、出品店は、落札店からその申告があった日から 7 日以内に瑕疵を治癒させなければならない。
2. 出品店が前項の期限を遅延したとき、出品店は甲に対して、遅延違約金として 1 万円を支払うものとし、それ以降 7 日遅延するごとに 1 万円を追加して支払うものとする。
3. 甲は、前項の違約金について支払いがあった場合、落札店に同額を支払うものとする。
4. 出品店が本章本条第 1 項の申告のあった日から 1 ヶ月以内に瑕疵を治癒できない場合は、落札店は、落札車両につきキャンセルすることができる。

## 別表

## 契約の解除を伴う重要事項のクレーム

	クレーム内容	受付期間	クレーム処理基準
1	盗難車、差し押さえ、抵当権設定車 車台ナンバー改竄車等、法的問題車	無期限	・ペナルティ 10万円 ・キャンセル手数料
2	接合車	AA開催日より 6ヶ月以内	・陸送費・加修費 ・その他損失利益を除く実費
3	オドメーター改竄車（メーター交換車含む）	AA開催日より 6ヶ月以内*注1	・ペナルティ 5万円 ・キャンセル手数料
4	冠水車	AA開催日より 3ヶ月以内	・陸送費・加修費 ・その他損失利益を除く実費
5	消火器散布車 規格外品エンジン載せ替え 規格外品ミッション載せ替え	AA開催日より 1ヶ月以内	・ペナルティ 2万円 ・キャンセル手数料 ・陸送費
6	年式・車歴（レンタ・営業車等）違い 検査の有無 （値引きでの対応時は2万円以上からとする）	譲渡書類発送後 5日以内	・ペナルティ 2万円 ・キャンセル手数料 ・陸送費
7	ワンオーナー違い （値引きでの対応時は2万円とする）	譲渡書類発送後 5日以内	・ペナルティ 2万円 ・キャンセル手数料 ・陸送費
8	グレード違い（限定車・記念車・パッケージ車含む）	譲渡書類発送後 5日以内	・キャンセル手数料 ・陸送費
9	型式違い（型式に「改」がつく場合、車種・グレード・排気量が相違する場合） 腐食により車体ナンバーが確認できない車輛 排気量違い（設定がある場合） 88ナンバー未申告・コーションプレート違い	譲渡書類発送後 5日以内	・キャンセル手数料 ・陸送費
10	PS・PW・AB・ABS・AC・ターボの有無 シフト・車名・駆動違い等	AA開催日より 7日目正午まで	・キャンセル手数料 ・陸送費
11	ホームページ記載のユーザーコーナー義務違反 （値引きでの対応時は5万円とする）	AA開催日より 7日目正午まで	・ペナルティ 5万円 ・キャンセル手数料 ・陸送費
12	修復歴車・改造車・登録遅れ（マイナー、モデルチェンジから3ヶ月以上経過して登録したもの）・モデル違い 溶接部品の交換・色替 積算計の不良	AA開催日より 7日目正午まで	・キャンセル手数料 ・陸送費

\*注1 オドメーター交換クレーム期日は出品店からの送付物にて事実が確認できる物はAA開催日より1ヶ月、社外メーター取り付け（積算距離の変わる物）も同1ヶ月

※上記 4 で甲の判断により冠水の疑いのある車両、及び同等と見なした場合はノーペナキャンセル扱いとし、加修費・陸送費以外の実費経費は認めない。

※上記 6.8 で落札した車両の年式が出品票の年式より高年式又は、上級のグレードで、表示した車両に対し、何らかの支障が考えられない場合は、甲の裁定に従うものとする。

※陸送費、加修費、その他実費は甲の裁定の範囲内とする。

※タイミングベルト交換、オイル交換ステッカーによる走行距離違いのクレームは受付しない。

◎転売後はノークレームですが、上記 1~4 は受付期間内クレーム対象とする。

# 関西松原オートオークションワンプライスご利用規約

当規約は株式会社カールホールディングスの運営する《関西松原オートオークション》における<ワンプライス>サービスに関する細則を定めるものであり、利用会員は下記規定を遵守しなければならない。

## 1 (利用及び利用制限)

1-1 関西松原オートオークション会員は当サービスを利用する事ができ、当サービスにおける全ての取引は、現車会場での取引と同様とみなし会場規約を適用します。

※ワンプライスで成約しなかった車輛は、次の開催オークションに自動再出品となります。(搬出は不可)

1-2 関西松原オートオークションを脱会された場合は、同時にこのシステムも利用できなくなります。

## 2 (利用料金)

2-1 出品料 (登録料) : 無料

2-2 成約料 : 15,000 円/1 台当たり (税別)

## 3 (出品公開方法及び出品公開期間)

3-1 掲載先 **【KM-WEB】**・AS・アイオーク・JU ナビ・TC-WEB Σ の NET 上のサービスにて各会員に出品公開します。

3-2 出品公開期間は毎週金曜日午前 10 時～水曜日正午までとし以降は自動的に消去します。

## 4 (出品登録) ※対象：流れ車両+未搬出車輛

4-1 出品登録を希望される出品店様は、下記の手続きにて「ワンプライス価格」の登録をお願いします。

4-2 セリ当日、バイヤー席の多機能端末において登録を行ってください。

または **【KM-WEB】** においても、出品登録が可能です。

4-3 一旦登録した内容の変更及び取消しは **【KM-WEB】** にて登録が可能です。

4-4 ワンプライス出品中の、店頭小売での販売は二重売りの可能性が高くなりますので、ご遠慮下さい。(二重売りは出品会員の責任)

4-5 出品中車両の売買成立は、落札店が NET 画面上にて落札認証ボタンを押した時点とします。なお出品店様には成約の連絡をさせていただきます。

4-6 AA 出品時 訂正箇所のある車輛は基本的に出品できません。

## 5 (キャンセル)

5-1 出品店/落札店等の双方からのキャンセルは、売買成立の翌営業日の正午までに関西松原 AA 事務局へ申し出る事とします。

5-2 キャンセル料は、キャンセルペナルティ 5 万円+キャンセル手数料です。(二重売りの場合出品店負担)

※但し、落札価格が 250 万円以上のキャンセルペナルティは、落札価格の 2%+キャンセル手数料です。

## 6 (【KM-WEB】での落札)

6-1 落札料 : 15,000 円/1 台当たり (税別)

6-2 落札金額入金期日は、ワンプライス出品開催回次の期日に準じます。(水曜日 17 時迄に入金確認)

但し、火曜日正午以降ご落札分に関しては金曜日 17 時迄に入金確認。

6-3 落札車輛の搬出期限は、落札日を含む 5 日以内となります。